

令和6年度千葉県
業務用設備等脱炭素化促進事業補助金
中小事業者等向けスマート省エネ技術導入促進事業補助金



中小事業者等の脱炭素化に向けて
設備導入費用・省エネ診断費用
などの一部を補助します

事業HP



業務用設備等脱炭素化促進事業

スマート省エネ技術導入促進事業

上限額
補助率

①省エネ診断枠

1,000 万円

補助率 1 / 2

②簡易自己診断枠

500 万円

補助率 1 / 4

③EMS導入枠

新設

1,000 万円

補助率 1 / 3

※省エネ診断は不要

対象者

次の要件を満たす千葉県内で事業活動を営んでいる中小事業者等※1（みなし大企業除く）
コソコソ

- 「CO2CO2スマート宣言事業所登録制度」に登録（申請）していること
- 「省エネルギー診断」を受診、「簡易自己診断」を実施していること（EMS導入枠は不要）

CO2CO2

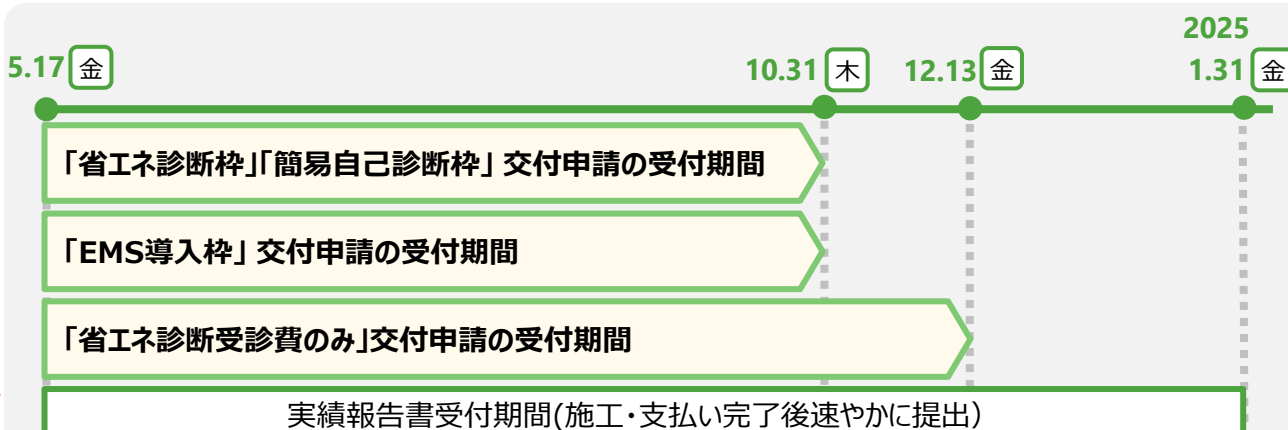


対象事業

- 「省エネルギー診断」を受診または「簡易自己診断」を実施した結果に基づき、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備を導入する事業であること（省エネ診断受診費のみの申請も可能です）（①、②）
- 本事業の実施により削減されるエネルギー起源二酸化炭素排出量が年間3トン以上の事業であること（①、②）
- 募集要領で定める要件を満たすEMSを導入する事業であること（③）
- 現に補助事業に着手していないこと（①、②、③）

例）LED照明
40形2灯式×50台

受付期間



予算がなくなり次第
受付終了となります。

裏面をご覧ください

対象事業
● 業務用設備等脱炭素化促進事業

対象事業	補助率上限	設備例
蓄電池の設置	省エネルギー診断受診の場合 補助対象経費の1/2 簡易自己診断実施の場合 補助対象経費の1/4	蓄電池（自社所有の再生エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備に限る）
省エネルギーの促進		LED照明器具、高効率空調設備、遮熱・断熱工事
未利用エネルギーの利用促進		工場排熱等利用設備
メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策		省エネ型自然冷媒機器
再生可能エネルギーの利用促進	補助対象経費の1/2	太陽熱、風力、バイオマス、水力等再生可能エネルギー供給設備 ※太陽光発電設備を除く
その他		省エネルギー診断により提案のあったその他設備更新 省エネルギー診断受診

● スマート省エネ技術導入促進事業

対象事業	補助率上限	設備例
エネルギー管理システムの設置	補助対象経費の1/3	EMS（エネルギーマネジメントシステム）

対象経費

- **設備費** 設備費、必要不可欠な付属機器
- **工事費** 労務費、設計費、材料費、消耗品費、雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、現場管理費 等
- **省エネルギー診断事業費（業務用設備等脱炭素化促進事業のみ）**

※既存設備の撤去費や処分費等は対象外です。

⚠ 注意点 ⚠

- 事業所単位ではなく、事業者単位の申し込みです。（申請は一度きりです。）
 - EV（電気自動車）、太陽光発電設備等は対象外です。
 - リースによる利用も可能です。（中小事業者等及びリース事業者の共同申請）
- ★申請方法等の詳細は、必ず千葉県HP及び募集要領を確認の上お申し込みください。

※1 「中小事業者等」には一定の条件を満たす医療法人、組合、特定非営利活動法人などが含まれます。
詳しくは交付要綱をご確認ください。

【問い合わせ先】 千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業補助金 事務局
（株式会社ちばぎん総合研究所・エヌエス環境株式会社）
TEL 050-2030-2618
Mail chiba-hojo@ns-kankyo.co.jp

事業HP



千葉県 脱炭素化 補助金

